

環境研究総合推進費 平成24年度新規課題公募要領

平成23年10月

総合環境政策局総務課環境研究技術室
総合環境政策局環境保健部環境安全課環境リスク評価室
地球環境局総務課研究調査室
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

I. はじめに

環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）は平成23年度に循環型社会形成推進科学研究費補助金と統合し、新制度（名称は環境研究総合推進費のまま。）に移行しており、平成24年度新規課題公募要領には、平成23年度公募要項から多くの変更点があります。本要領を熟読せずに応募した結果生じる応募書類の不受理や提出期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

推進費〔委託費〕（主に平成22年度環境研究総合推進費に相当）と推進費〔補助金〕（主に平成22年度循環型社会形成推進科学研究費補助金に相当）は、応募要件等の運用の違いにより、本応募要領では以下の構成としています。

- I. はじめに
- II. 共通の事項
- III. 推進費〔委託費〕のみに関する事項
- IV. 推進費〔補助金〕のみに関する事項
- V. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用した応募について
- 別表 間接経費の主な用途の例示
- 添付資料1 平成24年度新規課題に対する行政ニーズについて
- 添付資料2 環境研究総合推進費 平成24年度戦略的研究開発領域課題

1. 環境研究総合推進費の目的と研究の性格

○環境政策を科学的に支えることを目的としています。

推進費は、地球温暖化の防止や自然共生型社会の実現など、持続可能な社会構築のための数々の環境問題を解決に導くための政策（ここでは「環境政策」という。）へ、調査研究による科学的知見の集積や環境分野の技術開発等を通じ、貢献・反映を図ることを目的としています。このため、想定される研究成果により環境政策への貢献が期待できることが、採択の条件となります。

○競争的研究資金です。

推進費により実施する研究課題は、研究者より応募された研究課題候補を、外部学識経験者等による審査を通じ、社会・経済・行政的視点及び科学・技術的視点による研究実施の価値や政策貢献への度合い、目標達成の可能性等の観点から評価した上で、環境に関する国内外の動向に即して競争的に選定・採択します。

2. 研究開発の対象

平成24年度研究開発の対象とする研究開発領域及びその対象分野は、表1の各項に掲げるとおりです。領域名等の詳細は、III及びIVを参照してください。

3. 優先的に採択予定の研究テーマ

「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（以下「推進戦略」という。）」（平成22年6月22日中央環境審議会答申）をふまえ、「添付資料1 平成24年度新規課題に対する行政ニ

ズについて」のとおりとします。

4. 過去の採択実績・実施中の課題について

環境省ホームページで参照できます。応募を予定している研究がどの分野に該当するのか判断が難しい場合は、過去の採択研究を参考にしてください。

○環境研究総合推進費による平成23年度新規研究課題の採択決定について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13895>

○環境研究総合推進費 H23年度実施課題一覧表 ■分野別■

http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai/kadai_ichiran/index.html

○研究成果報告書データベース

<http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/database/database.html>

表1 研究開発の対象等

領域・区分等		研究開発費の規模	対象分野	研究期間	
推進費 「委託費」	1. 戦略的研究開発領域	総額 300 百万円程度 <u>(間接経費は別途)</u>	環境省設定	5年	
	2. 環境問題対応型研究領域	50 百万円以内 *ただし申請内容によっては例外を認めることもある <u>(間接経費は別途)</u>	第1研究分科会 全球システム変動 第2研究分科会 環境汚染 (大気・水・土壌) 第3研究分科会 リスク管理 ・健康リスク	3年以内	
	3. 革新型研究開発領域 (若手枠、統合評価枠)	10 百万円以内 <u>(間接経費は別途)</u>	第4研究分科会 生態系保全・再生 第5研究分科会 持続可能な社会 ・政策研究 第6研究分科会 領域横断研究	1～3年以内	
	4. 課題調査型研究領域	10 百万円以内 <u>(間接経費は別途)</u>	環境省設定	1年以内	
推進費 「補助金」	研究事業 補助率 10/10	重点テーマ研究 (特別枠を含む)	第7研究分科会 循環型社会形成の 推進及び廃棄物に 係る問題解決に資 する研究・技術開発	1～3年 以内	
		一般テーマ研究			
	次世代事業 補助率 1/2	地域連携型研究			10 百万円以内 <u>(間接経費含む)</u>
		若手育成型研究			10 百万円以内 <u>(間接経費含む)</u>
	重点テーマ研究 (特別枠を含む)	300 百万円以内 <u>(直接経費のみ)</u>			
	一般テーマ研究				

II. 共通の事項

1. 応募手続きについて

(1) 応募の方法（V. 参照）

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）での応募とします。また、郵送による書類の提出が必要な場合があります。

○推進費[委託費]においては、研究実施に係る所属研究機関の承認書及び研究参画に係る承諾・承認書の提出が必要です。e-Radでは、応募様式の末尾に全研究分担者の承諾・承認書（押印は不要）等の添付書類・資料を添付した上で、応募してください。（e-Radへのアップロードとは別に、押印した承認書／承諾・承認書の原本は環境省に郵送等で送付）。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号（中央合同庁舎5号館25階）

環境省 総合環境政策局総務課環境研究技術室（推進費係） 宛て

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

(2) e-Rad 受付期間

平成23年10月3日（月）～ 11月14日（月）17時締切

(3) 郵送する応募書類の受付期間について

平成23年10月3日（月）～ 11月21日（月）17時必着

郵送でお送りいただく書類は、応募区分によって異なりますので、Ⅲ. 及びⅣ. においてよく確認してください。

受付期間以降に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募課題として受け付けません。例年、締切後に数件応募がありますが、一切受理していません。

また、例年締切間近に申請が集中し、e-Radの受付処理が滞る事態が生じています。十分な余裕をもって申請してください。

※締切日時は、記入ミス等の訂正による再提出も含めた締切日時です。

訂正版の提出でも締切時刻を過ぎると一切受理できませんのでご注意ください。

2. 審査の方法について

○ 審査は非公開で、原則として第1～第7まで7つの研究分科会ごとに以下の手順で行います。提出されたファイル等は返却しません。

○ 審査は原則として研究分科会ごとに行われます。研究分科会は第1～第7まで7つがあり、その担当領域は「I. はじめに」の表1に示したとおりです。なお、**第6**研究分科会（領域横断研究）では、研究体制、即ち、異なる専門性を持つ有力かつ対等な2～3名以上の研究者が参画しているかどうかという点に、ウエイトを置いて審査が行われます。

○なお、応募された研究課題が7つの研究分科会*のいずれの枠組で実施される方が適切かという観点から、必要に応じて環境省側で研究課題の相互調整を行います。

(1) プレ審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された研究対象、研究代表者、研究課題の各項目が要件を満たしているかどうかについて、環境省が審査します。明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。

例1) 公募要領「Ⅲ. 3. 公募する研究の対象分野」のいずれの分野にも該当しない場合等

例2) 応募書類の明らかな記載ミスや書類の不備等があった場合、以降の審査対象とならない場合があります。

(2) 第一次審査（書面評価）

プレ審査を通過した応募課題について、外部学識経験者等が書面にて審査を行います。審査結果は、平成23年12月末を目処にメール等でお知らせいたします。

(3) 第二次審査（ヒアリング評価）

第一次審査を通過した応募課題について、平成24年1月中旬～2月中旬にヒアリングを行います。この審査では、代表者によるプレゼンテーション及び質疑応答に対し、外部学識経験者等が審査を行い、採択課題候補案を選定します。この案は、外部学識経験者からなる環境研究企画委員会に諮ります。

(4) 審査の観点

応募課題の審査は、①環境研究としての科学的な適切性、②研究の構成・計画・予算など実施面での適切性、及び③環境政策における行政ニーズ（添付資料1）への貢献、の3つの観点から総合的にを行います。

(5) 平成24年度の新規課題の採択数と審査結果の通知及び採択の予定

新規課題の採択数は予算に依存します。

審査結果は、集計終了後に、評価コメントと併せて研究代表者へ通知する予定です。

新規課題の採択は、2月中に開催予定の環境研究企画委員会及びその後の財務省による承認を経て決定します。2月下旬までに概ねの情勢が判明する予定です。なお、採択に当たって、研究チームの構成や研究課題名等に条件が付される場合があります。

また、採択された課題に係る研究代表者・研究分担者、計画の概要等は環境省ホームページに掲載するほか、印刷物により公表することがあります。

(6) 採択後の留意点（中間評価結果による研究中止の可能性）

採択後、各研究課題において研究期間の中間年に外部学識経験者等による中間評価を実施します。

①中間評価において評価が低かった場合は、当該中間評価の実施年度の翌年度の研究開発費を減額する等の措置をとる場合があります。また、研究開発を中止すべきと評価された場合は、当該中間評価の実施年度の翌年度以降は、研究開発費の配分を行いません。

②中間評価は、研究開発期間の2年度目に実施します。

（戦略的研究開発領域においては、3年度目。研究期間が2年以下の研究課題においては実施しません。）

③推進費〔委託費〕における研究においては、中間評価で高い評価を得た課題のうち延長を希望する場合にあっては、その後延長に関する評価を行い、その可否を判断するものとします。

3. 公募に関するお問い合わせ先

環境省へのお問い合わせは原則として電子メールにてお願いします。

電子メールの件名（題名）の先頭に【公募問い合わせ】を付してください。

お問い合わせ先一覧

	案件	担当部局	連絡先e-mail
費 「 推 進 費 」 委 託	○環境研究総合推進費・委託費全般 ○第2研究分科会（環境汚染） ○第3研究分科会（リスク管理分野） ○第6研究分科会（領域横断研究）	総合環境政策局 総務課環境研究技術室	so-suishin@env.go.jp

	○第3研究分科会（健康リスク分野）	環境保健部 環境リスク評価室	hoken-risuku@env.go.jp
	○第1研究分科会（全球システム変動） ○第4研究分科会（生態系保全と再生） ○第5研究分科会（持続可能な社会・政策研究）	地球環境局 総務課研究調査室	suishinhi@env.go.jp
推進費 「補助金」	○第7研究分科会（循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る問題解決に資する研究・技術開発）	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課研究担当	hairi-haitai@env.go.jp
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	0120-066-877 (8:30～20:00) 土・日・祝日9:30～17:30	

4. その他

(1) 研究課題の目的・内容と環境政策への貢献との関係が不明確な場合は、審査対象となりません。また、明らかに研究内容が環境省を含む他の競争的研究資金等（環境省の競争的資金等の例は下記参照）の対象であると考えられる研究課題については、審査の対象となりませんのでご注意ください。

- 地球温暖化対策技術開発等事業で定められるエネルギー起源CO₂の排出削減に関する技術開発（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/20_13/index.html）
- 環境経済の政策研究で定められる研究開発課題（<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11495>）
- 地球環境保全等試験研究費のうち地球環境保全試験研究費（いわゆる地球一括計上）（<http://www.env.go.jp/earth/kenkyuhi/index.html>）

(2) 既助成課題の応募禁止

環境省を含む他の競争的資金等により実施中の研究課題（平成23年度末をもって終了するものを除き、平成24年度からの助成が決定しているものを含む。）と内容が類似している研究課題については、推進費へ応募できません。

また、研究代表者・研究分担者は、推進費への応募後、当該応募に係る研究課題と同じ内容の研究課題が、他の競争的資金等の対象となった場合は、直ちに対応する環境省の部局にご連絡ください。

なお、競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の競争的研究資金担当課（独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(3) 環境省では、競争的研究資金に係る不適正経理に対する罰則の制度化及び適切な予防措置を講ずることを目的として、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程」（平成19年4月20日）を制定しており、違反者に対しては厳格な処分を行います。

【不適正な経理処理を行った者に対し環境省が行う措置の内容】

◎研究費の返還

◎申請資格の停止：違反の程度に応じて2～5年

- 競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な措置については、「競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針」(平成 18 年 11 月 14 日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)を参照のこと。
<http://www8.cao.go.jp/cstp/press/sisinkaisei.pdf>
- 研究開発費の不適正な経理処理に関する規定については、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程」(平成 19 年 4 月 20 日環境省改正)を参照のこと。
<http://www.env.go.jp/policy/tech/futekisei.pdf>
- 公的研究費の不正使用等に関し、各研究機関等において今後取り組むべき事項等については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成 18 年 8 月 31 日総合科学技術会議)を参照のこと。
<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>
- 配分先全てにおいて環境省から配分される競争的資金を適正に管理するための必要な事項を示したガイドラインについては、「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 3 月 30 日総合環境政策局長決定)を参照のこと。
http://www.env.go.jp/policy/tech/kansa_guideline.pdf

また、捏造、改ざん、盗用などの不正行為の防止を目的として、「競争的資金等に係る研究活動における不正行為への対応方針」(平成 18 年 11 月 30 日)を制定しており、違反者に対しては厳格な処分を行います。

【不正行為者に対し環境省が行う措置の内容】

- ◎研究費の返還、以後の研究費の打ち切り
- ◎申請資格の停止：違反の程度に応じて 1～10 年

- 研究上の不正行為に関する対応方針等については、「研究上の不正に関する適切な対応について」(平成 18 年 2 月 28 日総合科学技術会議)を参照のこと。
<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060228.pdf>
- データの捏造等の不正行為が明らかになった場合の対応については、「競争的資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」(平成 18 年 11 月 30 日総合環境政策局長決定)を参照のこと。
<http://www.env.go.jp/policy/tech/accusation/gl.pdf>

平成 22 年度には平成 18 年度研究課題における不適正経理が発覚し、環境省他関係省庁により処分が行われました。研究費の適切な執行をお願いします。

- (4) 研究課題の採択審査は外部委員が行うため、環境省幹部及び推進費担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味がありませんので厳に慎んでください。万一陳情等があった場合は、応募された研究課題は無条件で審査及び採択対象から除外します。また、一次審査及び二次審査とも、合否通知以前に環境省幹部及び推進費担当者へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。
- (5) 「「国民との科学・技術対話」の推進について」(平成 22 年 6 月 19 日、科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員)に基づき、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動を推進する観点から、研究開発成果の学会誌・学術図書への投稿・掲載や、環境省が開催する成果発表会等の場において成果の積極的な公表・普及に努めてください。
- (6) 研究費は、年度毎に当該年度分の額を決定します。ただし、研究課題が当該年度内に終わらず、次年度も引き続いて実施する必要があるため、次の事由に該当すると認められる場合には、当該年度内に使用できなかった予算を、翌年度へ繰り越すことができます。

- ア. 研究着手前後に追加的な事前調査や研究方式の再検討が必要となった場合
研究に着手して初めて明らかになった汚染状況など、当初は予期できなかった新たな現象や知見に遭遇した場合、また、研究課題の採択時から研究計画の策定時までの間に、研究計画に重大な影響を及ぼす新たな知見が明らかになった場合、国内外の関連学会等における情報収集や当初予定していた研究方式の再検討などを行う必要があり、それに予想以上の日数を要する恐れがある場合。
- イ. 研究計画に関する諸条件に変更があった場合
研究実施中に、当初は予期できなかった新技術・新素材及び新規条件が出現した場合、装置等の仕様の再検討が必要になった場合、研究の推進に必要な優秀な研究者の適時確保が困難になった場合、海外研究機関との共同研究で相手側に不測の事態が生じ共同研究が継続できなくなった場合など、当初の研究計画の変更を余儀なくされた場合。
- ウ. 予想外の気象変化があった場合
屋外での調査研究について、台風、豪雨、豪雪等の影響により、計画の遅延を余儀なくされた場合。
- エ. 資材の入手が困難な場合
研究課題の実施上必要となる特殊な素材や材料（DNA チップなど）の入手や製作が困難となり、計画の遅延を余儀なくされた場合。
- オ. その他ア～エに類似の事由でやむを得ないと認められた場合

(7) 研究終了後に、追跡評価（アンケート調査）や終了成果報告書（委託費のみ）とりまとめ等へのご協力をお願いしています。研究期間（環境省との契約期間）が終了しているため、これらに要する費用を推進費の直接経費で支出することはできませんが、採択に当たっての条件であることをご理解願います。

(8) 【注意】推進費の応募にあたってはe-Radシステムへの登録（研究機関・研究者情報）が必要です。登録には2週間程度の時間がかかりますので、未登録の場合には余裕をもって登録手続きをお願い致します。詳細は、「V.（3） e-Radの使用に当たっての留意事項」をご参照ください。

(9) その他、以下の資料を参照してください。

今後の環境研究・技術開発の基本理念、重点領域などの内容については、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（答申）」（平成22年6月中央環境審議会）を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

評価を実施するに当たっての評価方法等を定めた指針については、「環境省研究開発評価指針」（平成21年10月28日総合環境政策局長決定）を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/guide.pdf>

Ⅲ. 推進費【委託費】のみに関する事項

1. 公募領域（表1）に関する説明

（1）戦略的研究開発領域

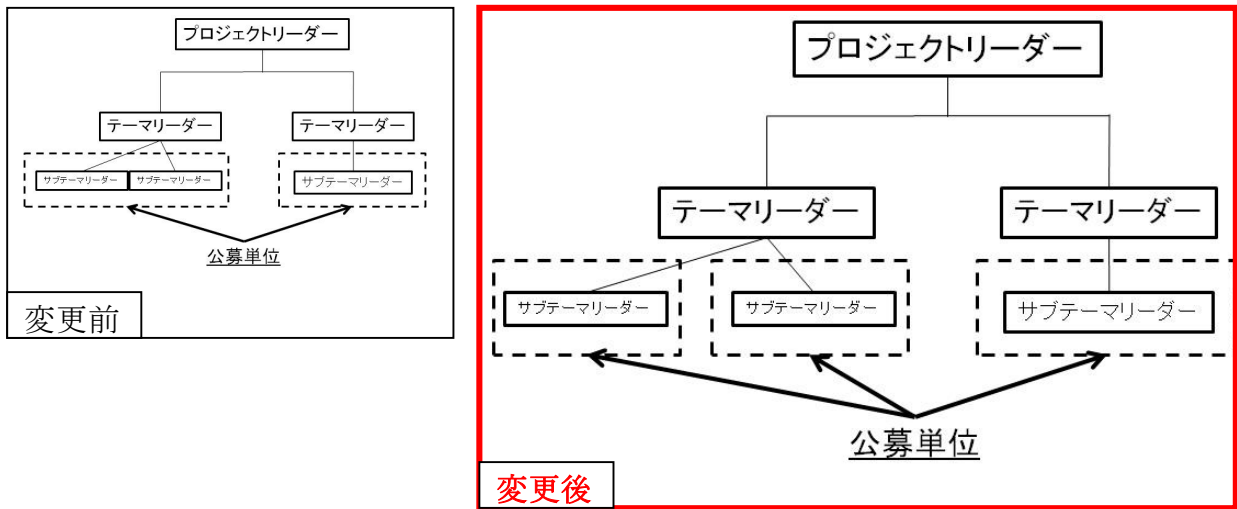
我が国が世界に先駆けて、又は国際的な情勢を踏まえて、特に先導的に重点化して進めるべき大規模研究開発プロジェクト、又は個別研究の統合化・シナリオ化を行うことによって我が国が先導的な成果を上げることが期待される統合的な大規模研究開発プロジェクト。

公募に際し、予め環境省が研究プロジェクトの大枠（戦略研究プロジェクトと呼びます。）を提示し、その戦略研究プロジェクトを構成するにふさわしい研究課題を公募します。採択された研究課題は、研究プロジェクトを構成するテーマに属するサブテーマ（※1、下図参照）となります。研究内容の詳細は、「添付資料2 環境研究総合推進費 平成24年度戦略的研究開発領域課題」に記載されています。

表1で示した研究費（直接経費のみ）は、研究プロジェクト全体の総額となります。

※1 サブテーマは、テーマを構成する研究課題で、原則1サブテーマを1研究機関が担当します。

戦略研究プロジェクトの体制図（例）



なお、採択後の契約は、以下のとおりの流れになります。

①環境省からテーマリーダーの所属する研究機関と委託契約

②テーマリーダーの所属する研究機関からサブテーマリーダーの所属する研究機関と再委託契約

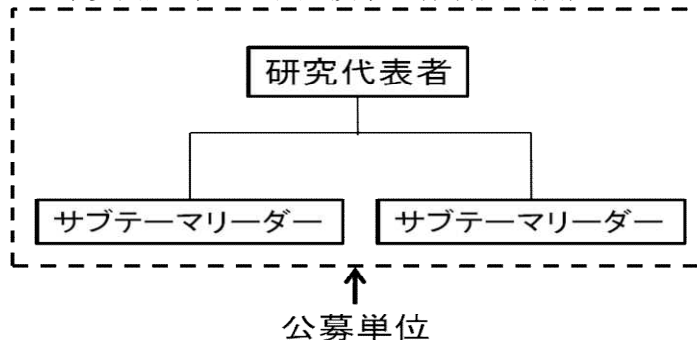
（2）環境問題対応型研究領域

個別又は複数の環境問題の解決に資する研究プロジェクト。

公募に際して研究テーマを特定せず、「3. 公募する研究の対象分野」に示した環境問題の解決に資する研究課題を広く公募します。

※1 サブテーマは、テーマを構成する研究課題で、原則1サブテーマを1研究機関が担当します。

環境問題対応型研究領域の体制図（例）



(3) 革新型研究開発領域

①若手枠

新規性・独創性・革新性に重点を置いた若手研究者向けの募集枠。公募に際して研究テーマを特定せず、「3. 公募する研究の対象分野」に示した環境問題の解決に資する研究課題を広く公募します。

研究代表者及び研究分担者のすべてが平成24年4月1日時点で40歳以下であることを要件とします。(出産・育児による休業のため研究活動ができなかった者に対し、年齢制限を緩和する場合があります。)

②統合評価枠

研究開発の対象等の6つの対象分野(表1)について、先進的な特定の研究テーマに係る最新成果を整理・統合・評価する研究課題を公募します。その研究成果は、特定の研究分野に関するまとまった科学的知見として、行政担当者が政策立案の際や国際交渉の場で活用することを想定しています。

統合評価枠のみ、適切な予算執行(契約)が可能な学会事務局の応募が可能とします。

(4) 課題調査型研究領域

戦略的研究開発領域において適切な戦略研究を実施するため、環境省が指定する分野について、実施の具体的方途について事前に検討・分析を行う研究課題を公募します。

詳細は、「添付資料1 平成24年度新規課題に対する行政ニーズについて」を参照してください。

2. 研究チームの構成(下記の点を厳守すること)

(1) 複数機関による共同研究の場合、研究チームの責任体制を明確にするため、原則として、研究課題を構成する各サブテーマの契約単位は1研究機関とします。大学によっては、契約単位が学部レベルとなる場合もありますので、各自で契約事務担当者に確認してください。

研究分担者は、研究課題の担当部分について、責任をもって研究報告書を執筆し、かつ、進捗状況の照会適切に回答できることが必要です。1研究課題を構成するサブテーマ数(=参画研究機関数)に上限はありませんが、多過ぎる場合は研究代表者が責任をもって管理できなくなるとともに、研究資金の細分化により研究の実施に悪影響が生じますので、研究目標の達成上欠かせないサブテーマに限定してください。

(2) 契約事務に関するトラブルを避けるため、研究代表者及び研究分担者は、予め、次の①及び②の事項について、別添の様式(承認書等)を用いて、それぞれ所属研究機関の上司(独立行政法人研究機関の場合は部長・領域長クラス、大学の場合は学部長クラス)及び契約事務担当者から応募の了解を得た上で応募してください。

① 応募に係る研究課題を所属する研究機関等の業務(公務等)として行うこと。

② 研究機関等の経理担当部局が研究費の管理を行うこと。

別添様式の記載要領

イ この承認書等は、研究者毎に提出すること。

ロ 所属機関長の職・氏名・職印欄は、学部長、附置研究所等の部局の長が承認書等に関する権限を委任されているときは、委任された者の氏名・職印で差し支えない。

ハ 提出方法：e-Radで電子ファイル(押印なし)を提出し、かつ、原本を郵送する。

1) e-Radによる電子ファイルの提出

申請書/研究計画の最終ページ(法人登記簿抄本のコピーも添付する場合は、その後)に承認書等(押印は不要)を添付し、1つのファイルとして応募内容ファイルをアップロードすること(アップロードできるファイルは1つまでなので、連結しておくこと)。

2) 承認書等の郵送による提出

承認書等の原本（押印が必要）を、【平成23年11月21日（月）（必着）】までに、郵送または宅配便等で、環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室（推進費係）宛てに提出すること。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号（中央合同庁舎5号館25階）

- ニ 例年、研究機関長の押印の決裁がすぐにおりない等の理由で提出が間に合わない、との問い合わせがある。時間に余裕をもって対応すること。

国立試験研究機関に所属する研究者が応募する場合（研究分担者の場合を含む。）は、所属研究機関の担当窓口に加え、所管府省の担当窓口にも事前に応募書類を提出し、応募内容（提案研究課題）が所属研究機関の既存の研究及び所管府省の既存の事業と重複していないことの確認を受けるとともに、応募の承諾も得てください。国立試験研究機関における契約手続きは、原則として所管府省と行っていただきます。このため、所管府省の承諾を得ずに応募した場合、採択内定が取り消されることがあります。

3. 公募する研究の対象分野

今回公募する研究の対象分野は、以下の6分野のいずれかとし（分野ごとに研究分科会を設けています）。研究課題は、この対象分野の問題（狭義の環境問題）の解決を第1の目的とした内容であることが必要です。なお、複数の分野（第7研究分科会が担当する分野を含む）にまたがって領域横断的に行う研究の場合は、主として第6分科会において担当します。

分科会名・担当分野・環境省担当部局	担当分野の内容	推進戦略に対応する重点課題（注）
第1研究分科会 （全球システム変動） 担当：地球環境局総務課研究調査室	地球規模のオゾン層破壊、温暖化、水循環及び海流が環境変動に与える影響	【重点課題7】低炭素で気候変動に柔軟に対応するシナリオづくり 【重点課題10】地球温暖化現象の解明と適応策
第2研究分科会 （環境汚染） 担当：総合環境政策局総務課環境研究技術室	国内外の大気環境、都市環境、水環境、土壌環境の汚染とそれらに係わる越境汚染	【重点課題15】国土・水・自然資源の持続的な保全と利用 【重点課題17】健全な水・大気の循環
第3研究分科会 （リスク管理・健康リスク） 担当：総合環境政策局総務課環境研究技術室、総合環境政策局環境保健部環境安全課環境リスク評価室	化学物質及び環境変化等がもたらす環境リスク、健康リスク	【重点課題16】化学物質等の未解明なリスク・脆弱性を考慮したリスクの評価・管理
第4研究分科会 （生態系保全と再生） 担当：地球環境局総務課研究調査室	生態系攪乱、生物多様性の減少、熱帯林の減少、砂漠化及び自然との共生を対象とした生態系の保全と再生	【重点課題14】生物多様性の確保 【重点課題15】国土・水・自然資源の持続的な保全と利用
第5研究分科会 （持続可能な社会・政策研究） 担当：地球環境局総務課研究調査室	環境保全及び持続可能社会の構築に係わる環境と経済及び社会の統合的政策研究	【重点課題1】長期的な国家ビジョンの中でのあるべき社会（持続可能社会）に係る研究 【重点課題2】持続可能社会への転換に係る研究 【重点課題3】アジア地域を始めとした国際的課題への対応 【重点課題8】エネルギー需要分野での低炭素化技術の推進 【重点課題9】エネルギー供給システムの低炭素化の推進 【重点課題15】国土・水・自然資源の持続的な保全と利用
第6研究分科会 （領域横断研究） 担当：総合環境政策局総務課環境研究技術室	①低炭素社会、②循環型社会、③自然共生社会、④安全・安心な社会の複数の領域にまたがる研究	【重点課題4】複数領域に同時に寄与するWin-Win型の研究開発 【重点課題5】複数領域間のトレードオフを解消する研究開発 【重点課題6】環境要因による社会への影響と適応

（注）各分科会が主として担当する重点課題を表示しています。提案された研究課題の内容によっては、他の分科会において担当することもあります。特に、第6研究分科会については【重点課題4～6】に限らず、複数の異なる分野の専門家にチームを組んで応募していただく研究課題を想定しています。

4. 公募の要件

A. 共通事項

(1) 研究代表者※2の要件 (要件①～⑤をすべて満たすこと)

※2 戦略的研究開発領域は、研究代表者を公募しない。

応募は、1人の研究者が単独で研究を行う場合は当該研究者に、また、複数の研究者が研究チームを構成して研究を行う場合は研究チームの代表者（以下「研究代表者」と呼びます。）に行っていただきます。

研究代表者は、応募した研究課題の内容及びヒアリング等の審査過程での連絡・対応について、総括的な責任を有する者としてします。また、研究課題が採択された後は、研究代表者は、研究の円滑な推進と研究目標の達成のため、研究分担者の代表として研究推進に係る連絡調整の中心になるとともに、各研究分担者の分担を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、進捗管理を行うこととなります。

①日本国内において、原則として環境に関する研究を実施する能力のある下記の機関に所属している研究者であること（国籍は問いません。）。ただし、非常勤等の場合は、予定される研究期間（例えば、環境問題対応型研究領域の場合は3年間。）について所属研究機関が責任を負うことが保証されていること。

イ 国及び地方公共団体の試験研究機関

ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校及びその附属研究機関（高等学校は含みません。）

ハ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（研究に関する業務を行うものに限る。）

ニ 法律に基づき直接設立された法人、民間企業の研究所、その他の団体等、日本の法人格を有しているものであって、研究に関する業務を行うもの

なお、「所属」とは雇用契約等の手段により所属機関として研究者に一定の責任を持つことを意味し、単に委員委嘱等により当該研究機関の活動に参画している場合は含みません。また、社会通念上学業に専念すべき大学院生等の学生は研究代表者として認められません。

②提案した研究計画を適切に実施する能力を有するとともに、日本語による面接に対応できる程度の語学力を有すること。

③「環境問題対応型研究領域」及び「革新型研究開発領域」について、同じ研究区分に同時に複数の研究課題を応募しないこと。（例えば、研究代表者として「環境問題対応型研究領域」で同時に2つの研究課題を応募することはできません。万一応募した場合は、いずれの課題も審査対象とはなりません。）

また、同一の研究代表者が研究区分をまたがって同時に応募することもできません。詳細は、「(参考) 同一研究代表者による重複応募の可否について」を参照。

④現在推進費で実施している研究課題（戦略的研究開発領域の研究課題を除く。）の研究代表者であっても、当該研究課題が平成23年度で予定の研究期間を終了する場合は応募できませんが、その際は上記③)に準じます。一方、「環境問題対応型研究領域」・「革新型研究開発領域」の研究課題を実施中で、当該研究課題が平成24年度も継続予定の研究代表者は、平成24年度にはいずれの研究区分にも応募できません。

(参考) 同一研究代表者による重複応募の可否について (○が可、×が不可)

		応募しようとする区分		
		戦略的研究開発領域 (提案時テーマリーダー)	環境問題対応型研究領域	革新型研究開発領域
追加で応募しようとする区分	戦略的研究開発領域 (提案時テーマリーダー)	×	○	○
	環境問題対応型研究領域	○*	×	×
	革新型研究開発領域	○*	×	×

* 「戦略的研究開発領域」に応募するテーマリーダーは、「環境問題対応型研究領域」か「革新型研究開発領域」のいずれか1つと同時に応募できますが、両区分に重複して応募はできません。

⑤ 「革新型研究開発領域」の「若手枠」に応募する場合は、研究代表者を含む研究チームの全ての構成員の年齢が、平成24年4月1日において40歳以下であること。

- ※ 競争的研究資金制度においては、できるだけ多くの研究者が応募できることが望ましく、特定の研究者への研究費の過度の集中を防ぐ必要があります。このため、エフォート (= 研究専従率：1年間の仕事を100%とした場合、当該研究課題の実施に必要とされる時間の配分率) の導入や府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による資源配分のチェックが行われていることから、応募の際は研究分担者が特定の研究者に偏ることのないようご注意ください。
- ※ 推進費の研究代表者・分担者におかれては、可能な限り高いエフォートを確保されるようご注意ください。

(2) 研究分担者の要件

※戦略プロジェクトの場合、サブテーマに所属する研究者が研究分担者に該当。

研究分担者 (研究に直接携わる者) は、現時点で国内の研究機関に所属している、又は推進費委託契約締結時点 (平成24年5~6月頃) で所属予定の研究者とします。ここでいう「研究機関」及び「所属」とは、上記 (1) 研究代表者の要件に記載のとおりです。ただし、研究者が当該研究期間内に長期外国出張する場合や、所属機関からの退職など、研究者としての責務を果たせなくなることが予測される場合は、対象外とします。

○ 「雇用予定証明書」の提出

現在は研究機関に所属していないか、または、研究開始時点の所属機関 (研究を実施する機関) とは異なる研究機関に所属する研究者は、研究代表者・分担者の要件を担保するため、応募様式を提出する際に、承認書等に加えて雇用予定証明書の原本を環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室宛に送付してください。

研究分担者は、研究体制の構成メンバーとなり、研究報告書の担当部分について責任をもって執筆し、かつ、担当部分の研究進捗状況の照会に適切に回答できる者としてします。データ収集のみを担当する等の研究者 (研究協力者と呼ぶことがあります。) は研究分担者として記載しないでください。研究協力者を論文発表時の連名に加えることは差し支えありません。

(3) 研究体制の要件（複数の研究者により研究チームを構成する場合）

推進費〔委託費〕における研究体制は、以下の2パターンを想定しています。

- ① 同一の研究機関（研究契約の締結において、同一の研究機関とされる範囲を想定。）に所属する研究者で構成する研究体制で応募する場合
- ② 研究の効率的・効果的推進の観点から、サブテーマを設定し、複数の研究機関にまたがった研究体制を構成する場合

このうち、②の場合は、研究体制の責任体制を明確化するため、原則として、サブテーマは1研究機関が担当することとします。1つのサブテーマを2つ以上の研究機関が担当することは認めません。なお、研究契約の単位については、大学によっては学部レベルになっている場合もありますので、契約事務担当者にご確認ください。

研究代表者には、サブテーマ毎の代表者のうち1人が就任し、研究課題全体の総責任者となります。このため、研究代表者は、必ずいずれかのサブテーマの代表者を兼任することになります。（戦略プロジェクトは研究代表者を公募しない。）

また、サブテーマの構成員は、原則として、当該サブテーマの代表者と同一の研究機関に所属している必要があります。ここでいう「所属」とは、常勤・非常勤を問わず、職員としての雇用契約がある場合を指し、単に委員委嘱等により研究機関の活動に参画している場合は含みません。

なお、研究体制は、中間評価における指摘事項への対応や人事異動等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、応募時に登録されていない研究者や研究機関を途中で追加する等の変更はできません。

(4) 達成目標・計画・手法

申請書／研究計画書の「⑩この研究における達成目標・計画・手法」には、研究課題全体及びサブテーマ毎に、研究期間中の各年度の達成目標等（目標は定量的／検証可能な目標であることが必要です。）を整理し、記述してください。研究課題の中間評価及び事後評価においては、この達成目標等に照らして、研究の進捗状況や目標の達成状況が評価されます。

(5) 計上できる研究費

推進費〔委託費〕の研究契約は、環境省と各研究機関との間における委託契約です。研究者に対する個人補助ではありません。また、研究分担機関の使用する研究費を研究代表機関あるいは別の研究参画機関にまとめて計上することは原則としてできません（その逆についても同様）委託契約であるため、委託費については、原則として先払いは行っていませんのでご注意ください。

研究費には、直接経費と間接経費があります。e-Radでは間接経費額についても記入を求められますが、採択評価に使用する応募様式においては直接経費のみ計上してください。直接経費の区分は以下のとおりです。

※経費内訳の記入に当たって

直接経費では、土地を購入する経費、建物を建設・修繕する経費、研究機関における共通的な老朽備品の修繕・更新のための経費は計上できません。また、推進費の研究課題の推進を主たる目的としないような「研究者の日常業務に必要な機器」（例えば、汎用性のある測定機器やパーソナルコンピュータなど。）の購入は認められません。

応募の際は、おおよその研究費の記入としますが、研究費の最終的な額については、研究課題の採択後に確定します。また、2年目以降の研究費については、1年目と同額ではなく、研究の進捗状況等に応じてその都度決定します。

物品費

① 設備備品費

推進費〔委託費〕においては備品の購入は原則認めていませんので、原則リース等を利用してください。ただし、間接経費においては購入が可能ですので、別途所属研究

機関のルールに則ってご検討ください。

- ② 消耗品費
試験研究用の試薬・材料・実験用動物等、各種消耗品（税込み5万円未満の物品）の購入費用。

人件費・謝金

- ③ 人件費・賃金
推進費〔委託費〕では、ポスドクやその他の研究者、研究支援者を当該研究機関の常勤研究者又は非常勤研究者として雇用するための経費を人件費とします。ただし、国立試験研究機関及び国からの交付金により人件費を手当てしている独立行政法人研究機関、国立大学法人等は、常勤の研究者の人件費を計上することはできません。なお、ポスドク等の研究者の人件費については、申告したエフォートが人件費の積算根拠になります。
また、委託試験研究の補助員を雇用するための経費を賃金としています。
（会計などの事務補助、研究の補助（ポスドク未満の技術者等）等の業務が対象）
- ④ 諸謝金
会議出席謝金、講演謝金、原稿執筆謝金、被験者謝金等、研究への寄与に対する謝金。
※研究代表者・分担者への謝金の計上はできない。

旅費

- ⑤ 研究調査旅費（国内旅費）
推進費の研究に真に不可欠な調査・検査・連絡・試験・研究等に必要な、研究代表者・分担者、及び研究協力者・学生の旅費。ただし、学生の出張は相当の理由がある場合のみとし、学生単独での滞在を含む出張は認めていません。学会参加のための旅費の直接経費の計上については、推進費〔委託費〕では、学会発表をする場合は支出可能ですが、単なる聴講のための支出は認めません（国内、海外問わず）。航空機の利用クラスは、エコノミークラス割引運賃とします。
- ⑥ 外国旅費
研究課題に係る調査等のため、外国に出張することが不可欠と認められる場合は、当該出張に必要な経費。航空機の利用クラスについては、エコノミークラス割引運賃とします。
- ⑦ 委員等旅費
アドバイザリーボード会合に出席を依頼した場合の委員、外部の研究協力者等に支払う旅費です。
- ⑧ 外国人招聘旅費
研究課題を実施するに当たり、外国人研究者の協力が必要と認められる場合は、当該外国人の招聘に必要な経費。
- ⑨ 外国人招聘滞在旅費
研究課題を実施するに当たり、外国人研究者の協力が必要と認められる場合は、当該外国人の日本国内滞在に必要な経費。

その他

- ⑩ その他試験研究費
- ・通信運搬費
郵便料、電話料、試料等運搬費等、高速道路利用料
 - ・借料損料
機械器具借料及び損料、会場借料、圃場借料、物品使用料及び損料、レンタカー代（ただしガソリン代は消耗品費、高速道路利用料・通行料は通信運搬費）
 - ・印刷製本費
写真代、図面コピー代、発表論文の別刷代、CD-R等への焼付費用等。

※環境省に提出する成果報告書に係る費用は計上できません。

- ・土地建物等借料
- ・雑役務費

一般管理費及び間接経費がない（含んでいない）役務等業務経費。例：各種試作品製作請負費（試作品用購入部品費、材料費、予備部品費を含む。）、器具機械等の改造修理費、プログラム作成費等、派遣会社を通じた研究員費用、学会参加費（発表する場合のみ計上可。年会費、懇親会費等の計上は認めない。）、論文の掲載料等（論文掲載料と別刷代との分離が難しいときは、印刷製本費に含める）。

※ 間接経費とは、次のとおりです。

研究課題の実施にともない研究機関に必要な管理等に係る経費を、直接研究費に対する一定比率の額の間接経費として手当てすることにより、競争的研究資金のより効果的・効率的な活用を促進します。また、間接経費は、競争的研究資金を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用されることで、研究機関間の競争を促し、研究の質を高めることにも役立ちます。現在、直接研究費の30%相当額を間接経費として配分しています。なお、間接経費の主な用途については、別表の例示を参照してください。

(6) 注意事項

1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、研究課題の不採択や採択の取消し、委託契約の解除、研究費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

2) 環境研究企画委員会委員との接触の禁止

新規課題の採択は、外部学識経験者等からなる分野別研究分科会及びその親委員会である環境研究企画委員会での評価結果を踏まえて決定しています。当該委員会の名簿については、採択する研究課題が決定した後、ホームページで公表していますが、研究代表者・分担者は、採択後であっても評価に係る事項に関して委員と接触してはいけません。

3) 知的財産の帰属

特許権等の研究開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。また、納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとし、この他の著作権等の扱いについては、契約書に定めることとします。

B. 領域別事項

(1) 戦略的研究開発領域

あらかじめ環境省が研究プロジェクトの大枠（戦略研究テーマと呼びます。）を提示し、戦略研究テーマを構成するにふさわしい具体的な研究課題を公募するものです。平成24年度は、戦略的研究開発領域課題＜S-10＞を立ち上げます。応募については、「添付資料2 環境研究総合推進費 平成24年度戦略的研究開発領域課題」を参照してください。

① 戦略研究プロジェクト名

『地球規模の気候変動リスク管理戦略の構築に関する総合的研究（S-10）』

② 研究プロジェクトリーダー

国立環境研究所 地球環境研究センター温暖化リスク評価研究室室長 江守正多

- ③ 予算規模：年間約3億円（サブテーマ当たり数百～数千万円程度）
 ※予算規模は直接経費（税込み）のみ。最終的には間接経費等を上乘せし、プロジェクトの予算とする。
- ④ 研究期間：5年間 第1期（平成24～26年度） 第2期（平成27～28年度）
 ※研究3年度目に中間評価を行い、第2期に継続するか否か等を判断する。
- ⑤ 本プロジェクトは、以下の5つのテーマの下に複数のサブテーマを設けて、各テーマ及びサブテーマ研究者が一体的に研究を実施します。全体構成及びテーマ・サブテーマ間の関係については、下記に記載された事項の他、「添付資料2 環境研究総合推進費 平成24年度戦略的研究開発領域課題」、概要資料を参照してください。
 URL：http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/koubo/koubo_1.html
- ⑥ 研究提案の公募は、テーマ1からテーマ5を構成するサブテーマについて行います。サブテーマは、原則として1研究機関で実施します。
※サブテーマに参画する研究者の要件は、4. 公募の要件>A.共通事項>（2）研究分担者の要件を参照すること。

（留意事項）

- 以下の表に記載したサブテーマのうち、各テーマの「【総括】サブテーマ(1)」は、テーマリーダーが担当し、テーマの総括を行うため公募は行わない。
- テーマリーダーが担当する【総括】サブテーマ(1)は各テーマ全体の総括班として機能し、サブテーマ間の研究調整・進捗管理を担当するとともに、全サブテーマの研究知見をとりまとめテーマ1のリスク管理戦略の検討に反映させる役割も同時に担う。
- 研究提案は、【総括】サブテーマ及びその他の【公募】サブテーマと研究内容が連携することが必要である。
- 各サブテーマのリーダーは、研究プロジェクトリーダー及びテーマリーダーの指示のもとで、他テーマ、サブテーマの研究者と緊密に連携し、一つの研究プロジェクトを構成する研究活動として研究を実施する。
- サブテーマリーダーは、応募したサブテーマの内容及びヒアリング等の審査過程での連絡・対応について、総括的な責任を持っていただきます。
- 研究提案を行う申請者は、研究提案の提出前にテーマリーダーに連絡をして提案内容（申請書）及び予算規模がテーマを構成するサブテーマに相応しいかどうか確認することが出来る（公募〆切の1週間前まで（厳守））。確認のあった提案内容（申請書）について、テーマリーダーはプロジェクトリーダーと相談の上、申請者にコメントを回答する。テーマリーダーの連絡先は、環境省地球環境局総務課研究調査室（suishinhi@env.go.jp）までメールにて問い合わせること。

各テーマ及び公募するサブテーマの構成

テーマ 及び テーマリーダーの担当する 【総括】サブテーマ	【公募】を行うサブテーマ(18研究課題)
テーマ1:地球規模の気候変動リスク管理戦略の総合解析に関する研究 サブテーマ(1):統合評価ツールによる気候変動リスク管理戦略の定量的解析	サブテーマ(2):気候変動リスク管理戦略に係る知見集約と戦略検討 サブテーマ(3):不確実性下の意思決定理論の気候変動リスク管理への応用 サブテーマ(4):対話型会合の実施を通じた気候変動リスクとその管理戦略の多様なステークホルダーへの伝達に関する研究
テーマ2:気候変動リスク管理に向けた土地・水・生態系の最適利用戦略 サブテーマ(1):陸域統合モデルの開発と土地・水・生態系の最適利用戦略の研究	サブテーマ(2):陸域生態系の最適利用に向けたモデル開発と分析 サブテーマ(3):水資源の最適利用に向けたモデル開発と分析 サブテーマ(4):土地利用モデルの開発と水資源・生態系との相互作用の分析 サブテーマ(5):作物モデルの開発と水資源・土地利用との相互作用の分析
テーマ3:クリティカルな気候変動リスクの分析に関する研究 サブテーマ(1):地球物理学的な臨界現象のリスク推計とテーマ全体の総括	サブテーマ(2):水・エネルギー・食料等の分野における気候変動リスク推計 サブテーマ(3):健康分野における気候変動リスク推計 サブテーマ(4):寒冷圏を中心とした気候変動リスクの特性評価と地球物理学的臨界現象の総括 サブテーマ(5):海洋圏における気候変動リスクの特性評価と推計 サブテーマ(6):気候変動リスクの不確実性に関する統計学的評価
テーマ4:技術・社会・経済の不確実性の下での気候変動リスク管理オプションの評価 サブテーマ(1):不確実下での意思決定方法に着目したエネルギー経済モデルの開発動向調査と拡張	サブテーマ(2):複数主体の相互作用を考慮したエネルギー経済モデルの開発動向調査と評価 サブテーマ(3):適応・ジオエンジニアリングを考慮した統合評価モデルの拡張と応用 サブテーマ(4):適応ポテンシャル・コスト見積もりおよび社会経済シナリオに関するメタ分析と統合評価モデルによる評価 サブテーマ(5):ジオエンジニアリングの検討状況に関するメタ分析と評価
テーマ5:気候変動リスク管理における科学的合理性と社会的合理性の相互作用に関する研究 サブテーマ(1):地球規模の気候変動リスク管理における社会的合理性に関連する理論的検討と整理	サブテーマ(2):気候変動に係るトレードオフに関する意思決定パターンの研究 サブテーマ(3):気候変動の波及構造に関する国民のリスク認知の研究

(2) 環境問題対応型研究領域

個別又は複数の環境問題の解決に資する研究課題です。応募に当たっては、以下の事項にご留意ください。

1) 研究課題の対象分野と要件

公募の対象となる研究課題は、「Ⅲ. 3. 公募する研究の対象分野」に示した6つの分野を対象とするものとします。

研究課題の目的は、「I. 1. 環境研究総合推進費の目的と研究の性格」に則ったものとします。

推進費により実施中の研究課題や平成24年度の公募において環境省が重点的に募集する必要があると考えている研究例の詳細については、「添付資料1 平成24年度新規課題に対する行政ニーズについて」に示していますので参照してください。

なお、添付資料1は、重点的に公募したい研究例を現時点における環境省の行政ニーズとして挙げたものであり、研究テーマとして記載された以外の研究も応募及び採択の対象となります。

2) 予算規模（直接経費のみの額。税込み）

約1千万円/年～5千万円/年

ただし申請内容によっては上限金額に例外を認めることがあります。

採択研究課題への予算の配分額は、推進費全体の予算状況及び各研究課題の評価結果を勘案して決定しますので、必ずしも提案どおりの予算額が配分されるとは限りません。提案した研究内容に対して明らかに過大な予算要求額は、審査の過程で評価委員に不適切な研究計画と判断されますので、実勢に従って現実的な予算額を計上願います。なお、これまでの当領域における1研究課題当たり平均予算額は3千万円/年～4千万円/年ですが、研究課題の内容に応じて異なります。

3) 研究期間

原則として3年間を基本としますが、研究開始2年目（7～8月頃）に実施する中間評価において高い評価を受け、かつ研究期間の延長を希望する研究課題については、研究開始3年度目に2回目の中間評価を行い、延長が妥当と評価されたものについては、最長2年間の延長が可能です。ただし、当初計画における目標は予定どおり3年間での達成を目指していただきます。2年間の延長は、目標達成の先送りではなく、質的に更に発展させた研究成果を得ることが目的です。

4) 研究開始後の研究評価

研究開始2年度目に中間評価を、また、研究終了年度の翌年度に事後評価を実施します。なお、中間評価の結果は、翌年度の予算に反映します。

5) 新規採択予定課題数は、推進費全体の予算状況や各応募課題の評価結果により変わる場合があります。

(3) 革新型研究開発領域

平成24年度は、①若手枠、②統合評価枠を公募します。

1) 研究課題の対象分野と要件

①若手枠

上記(2)の環境問題対応型研究領域と同様、公募の対象となる研究課題は、「3. 公募する研究の対象分野」に示した6つの分野を対象としますが、特に新規性・独創性・革新性の高い環境研究課題を広く公募します。

ただし、研究代表者及び研究分担者の全員が平成24年4月1日時点で40歳以下である

ことを要件とします。なお、出産・育児による休業のために研究活動ができなかった者に対しては、年齢制限を緩和する場合があります。詳細は環境研究技術室までお問い合わせください。

②統合評価枠

研究対象の6つの分野について、先進的な特定の研究テーマに係る最新成果を統合・評価する研究課題を公募します。

具体的には、特定の研究分野の研究成果を、関連する学会、グループ等がレビューして、行政担当者がまとめた科学的知見として活用できる科学的評価レポートを作成する研究提案を求めています。

- 2) 予算規模（直接経費のみの額。税込み）
数百万円～1千万円／年
- 3) 研究期間
若手枠：1～3年間（応募時に研究代表者が選択）
統合評価枠：1年間
- 4) 新規採択予定課題数は、推進費全体の予算状況や各応募課題の評価結果により変わる場合があります。

(4) 課題調査型研究領域

戦略的研究開発領域において適切な戦略研究を実施するため、環境省が指定する分野について、実施の具体的方途について事前に検討・分析を行う研究課題を公募します。

詳細は、「添付資料1 平成24年度新規課題に対する行政ニーズについて」を参照してください。

- 1) 予算規模（直接経費のみの額。税込み）
数百万円～1千万円／年
- 2) 研究期間
1年間
- 3) 新規採択予定課題数は、推進費全体の予算状況や各応募課題の評価結果により変わる場合があります。

IV. 推進費〔補助金〕のみに関する事項

推進費〔補助金〕については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の定めるところによるほか、環境研究総合推進費補助金交付要綱及び環境研究総合推進費補助金交付取扱要領（以下「取扱要領」という。）の定めるところによります。

推進費〔補助金〕は、「循環型社会形成推進研究事業」（以下「研究事業」という。）及び「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」（以下「次世代事業」という。）により構成されます。

環境研究総合推進費補助金交付要綱及び取扱要領については、以下を参照して下さい。

http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/index.html

IV-1. 研究事業について

1. 公募対象

(1) 対象となる研究

廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究で、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上が期待でき、環境省の補助金において実施することが適当である研究が対象となります。

(2) 公募の対象分野

公募の対象とする研究分野は以下に掲げるものとします。

1 廃棄物処理に伴う有害化学物質対策研究 イ 廃棄物処理施設における有害化学物質の排出の削減に関する研究 ロ 廃棄物に含まれる有害化学物質の処理に関する研究 ハ 廃棄物に含まれる有害化学物質の分析及び評価に関する研究 ニ 廃棄物最終処分場における有害化学物質の挙動に関する研究
2 廃棄物適正処理研究 イ 廃棄物の適正で安全な処理方法に関する研究 ロ 廃棄物の不法投棄の防止及び原状回復に関する研究 ハ 有害廃棄物、感染性廃棄物、その他処理困難な廃棄物の処理に関する研究 ニ し尿及び浄化槽の高度処理・維持管理に関する研究
3 循環型社会構築技術研究 イ 循環型社会構築のためのシステム、評価、費用負担のあり方並びに推進方法に関する研究 ロ 廃棄物の排出抑制及び再生利用に関する研究 ハ 廃棄物最終処分場の延命化または再生化に関する研究 ニ 浄化槽汚泥の再生利用に関する研究

注：本公募要項でいう廃棄物の中には放射性廃棄物は含まれていません。ただし、クリアランスレベル以下の廃棄物は含みます。

(3) 公募区分

「重点テーマ研究（特別枠を含む）」、「一般テーマ研究」、「地域連携型研究」及び「若手育成型研究」を設定し、以下の目的で公募します。

重点テーマ研究	社会的・政策的必要性を踏まえ、廃棄物処理等にかかる科学技術に関する研究を効率的・効果的に推進するため設定しています。
一般テーマ研究	重点テーマに関わらず、公募の対象分野ごとに研究者の自由な発想に基づく研究の推進を目的としています。
地域連携型研究	<p>地方公共団体の行政施策と連携した、課題対応型研究の公募区分です。地域の独自性・特性を活かした課題であり、以下のすべての事項に該当するものが対象です。公募の対象分野については、「一般テーマ研究」と同様です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等が設置する地方公共団体環境試験研究機関等の研究者が、必要に応じ大学、民間企業等の関係機関の研究者と共同で実施する課題であり、補助額のうち3分の1以上が地方公共団体環境試験研究機関等に配分される環境研究・技術開発であること。 ・研究成果は、当該地域又は他地域での活用が見込まれるものであること。 ・対象地域の地方公共団体の意向等が十分に反映できるよう、関係行政機関との検討会が設置されるものであること。 <p>【対象課題例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却量の削減動向とその要因分析 ・廃棄物系バイオマスの広域的回収、資源化モデルの提案 ・地域の廃棄物統計のあり方に関する研究等
若手育成型研究	<p>若手研究者の育成及びその研究の活性化を目的とした公募区分です。この研究区分における補助金の交付額は1千万円以下となります。研究代表者及び研究分担者の全員が平成24年4月1日時点で40歳以下であることを要件とします。なお、出産・育児による休業のために研究活動ができなかった者に対しては、年齢制限を緩和する場合があります。公募の対象分野については、「一般テーマ研究」と同様です。「重点テーマ研究」への応募を「若手育成型」として取扱うことはできません。</p>

(4) 重点テーマ（特別枠を含む）について

「特別枠」及び「重点テーマ」については、以下の課題を設定しています。応募の際には、テーマ設定の背景と目的を参考に、「添付資料1 平成24年度新規課題に対する行政ニーズについて」に示す、各テーマの内容に合致した、具体的な研究課題について提案してください。

各テーマの後ろに「添付資料1 平成24年度新規課題に対する行政ニーズについて」における重点課題番号を括弧書きで示しています。

特別枠「災害廃棄物の迅速・円滑な処理を目指した処理技術・システムの研究」(【重点課題11】①)

◇ テーマ設定の背景と目的

東日本大震災においては、津波により膨大な量の廃棄物が広範囲に様々なものを巻き込んでこれまでにない状態で発生しており、これらの廃棄物をできるだけ迅速に処理することが、安全な生活を確保する上で必要である。今後の震災に備えても、これらを踏まえて廃棄物の処理計画等を準備することが重要となっていることから、これまでの知見・技術を踏まえ、さらに1日でも早くこれら災害廃棄物の撤去、処理を進めることに資する研究・技術開発を推進する。あわせて、放射性物質に汚染された恐れのある廃棄物に関する研究を実施する。

○ 将来の大規模災害に備えるための研究

※想定される研究課題を例示

- ・首都圏ほか大都市域での大規模災害時の処理システムの設計（災害時に対応した廃棄物の保管、輸送、処理および処分能力の確保）
- ・津波による廃棄物や津波堆積物に関する安全かつ効率的な処理・リサイクルおよび性状把握技術の開発（漂流・漂着ごみを含む）
- ・災害廃棄物処理計画に資する地理情報システム等の情報基盤整備（GIS や航空機搭載合成開口レーダ情報の活用など）
- ・災害時における廃棄物に起因する公衆衛生に対する障害の是正手法
- ・災害廃棄物処理の適正処理コスト評価とモラルハザードを回避するインセンティブ手法

○ 放射性物質に汚染された廃棄物処理に係る研究

※このテーマにおける研究課題においてのみ、クリアランスレベル以下の廃棄物を研究対象とする公募条件は適用されません。ただし、公的機関等より廃棄物についての放射性物質に関する基準等が示された場合は、その取り扱いに従うこと。

（留意事項）

- ・特別枠における研究期間は原則として2年間以内、平成24年度から25年度までとします。
- ・特別枠では、外部専門家等により構成するプロジェクトアドバイザー委員会（以下「委員会」と言う。）を平成24年度、25年度に設置し、研究の進め方に関する意見や助言を得るとともに、各研究課題の進捗状況、成果等についても、情報交換を行いながら実施することとします。なお、研究課題の採択に当たっては、委員会の運営に協力することを条件とします。
また、委員会の運営は本プロジェクトの一環として実施することとし、委員会のメンバーや運営については、プロジェクトリーダーと環境省で協議して具体的内容を決定します。なお、プロジェクトリーダーは独立行政法人国立環境研究所 大迫政浩 循環型社会・廃棄物研究センター長とします。
- ・個別の技術開発に必要な実証研究は、次世代事業において公募します。
- ・応募に当たっては、比較する既存技術及び研究成果の目標を明確にしてください。

重点テーマ①「3R推進のための研究」（【重点課題11】②,③,④ 【重点課題12】①）

◇ テーマ設定の背景と目的

廃棄物の発生抑制（リデュース）等の3R推進のため、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減により、循環を基調とする社会経済システムの実現及び廃棄物問題の解決に資するため以下の研究を推進する。

- 3R実践のためのシステム設計・評価・分析技術
- 静脈産業（リユース・リサイクル業、廃棄物処理業を指す）の海外展開に資する調査研究
- 国際3R対応の有用物質利用・有害物質管理技術
- 3R・エネルギー回収システムの高度化

重点テーマ②「廃棄物系バイオマス利活用推進のための研究」（【重点課題4】②）

◇ テーマ設定の背景と目的

平成21年6月に成立した「バイオマス活用推進基本法」、平成18年3月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」及び平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」等を踏まえ、廃棄物系バイオマスの利活用推進の達成に資するため、以下の研究を推進する。

- 持続可能型地域バイオマス利用システム技術
- 草木質系バイオマスエネルギー利用技術

重点テーマ③「循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究」（【重点課題11】⑤,⑥,⑦,⑧）

◇ テーマ設定の背景と目的

循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、環境分野で国際貢献をするために以下に掲げる研究で人文科学、社会科学研究と理工学的研究等を複合させた研究を推進する。

- 循環型社会システムの設計・評価・分析技術

- 施設整備の推進に向けた施策の構築
- 海外技術移転の推進に資する調査研究
- 循環型社会形成を基調とした被災地の復興に向けた地域づくりに資する研究

重点テーマ④「有害廃棄物等に関する安全、安心のための廃棄物管理技術に関する研究」

（【重点課題 11】⑨）

◇ テーマ設定の背景と目的

安全、安心な社会の構築に資するため、廃棄物処理分野においても、有害廃棄物等を適正に管理し、人や環境に対するリスクを低減させるという観点から、以下に掲げる研究を推進する。

- 有害廃棄物の無害化やリサイクル等に関する研究

(5) 応募に際しての要件

下記の①～⑥の要件をすべて満たす場合のみ応募できます。

- ① 研究期間が、3年以内であること。ただし、特別枠については、原則として2年以内。
- ② 応募課題に従事できる研究者については、次に掲げる国内のいずれかの研究機関等に所属する研究者であること。
 - イ 国及び地方公共団体の研究機関
 - ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校及びその附属研究機関
 - ハ 民間企業（日本の法人格を有するもの）の研究機関
 - ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（研究に関する業務を行うものに限る。）
 - ホ 法律により直接設立された法人（研究に関する業務を行うものに限る。）
 - ヘ その他の団体（日本の法人格を有するもので、研究に関する業務を行うものに限る。）
- ③ 研究者が当該研究期間内に長期外国出張する場合や、所属機関からの退職など、研究者としての責務を果たせないことが予測されないこと。
- ④ 他の研究者と共同で行う場合にあっては、応募する研究者（研究代表者）が、あらかじめ共同で行う研究者（研究分担者）の承諾を得ていること。また、当該研究に協力する者（研究協力者）がいる場合には、同様に承諾を得ていること。
- ⑤ 研究代表者及び研究分担者は、当該研究事業を実施することについて、必ず、それぞれの所属する研究機関等の代表者の承諾を得ていること。
- ⑥ 一人の研究者が研究代表者として応募できる研究は、同一の公募の対象分野及び重点テーマ（特別枠を含む）について1人当たり1件とします。
- ⑦ 提案した研究計画を適切に実施する能力を有するとともに、日本語による面接に対応できる程度の語学力を有すること。

(6) 応募の手続き

① 申請者及び経理担当者について

必ず研究代表者が所属する研究機関等の長が申請してください。研究機関等の長とは、研究代表者が当該研究機関等で研究に従事することを承諾する立場であって、かつ、補助金の管理・運用を研究代表者の研究機関等が行うことを保証できる立場にある者としします。例えば、大学であれば、学長、学部長等となります。

補助金の管理・運用は研究代表者の研究機関等で行うことになります。そのため、研究代表者とは別に、経理に係る連絡等を担当する者（経理担当者）として、所属する研究機関等の経理担当部署の方を選出してください。

② 各書類は原則として日本語で作成してください。

③ 応募の方法

e-Rad による応募のほか、応募に際しての要件に掲げるハ、ヘの研究機関等に所属する研究者が応募する場合には、法人登記簿抄本（商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての抄本）を別途環境省に提出（郵送、宅配便又は持参）してください。

（法人登記簿抄本の提出先）

2. 助成の内容

(1) 補助対象経費

研究に直接必要な費用のみが対象であり、当該研究で使用されたことを証明できるものに限り
 ます。また、下記に示した費目に該当しない経費は補助対象となりません。

補助対象経費には、直接経費（直接研究費（人件費・謝金＋旅費＋物品費＋その他）＋委託費）
 と間接経費があります。

間接経費は、当該補助金により研究を行う際に、研究者の所属する研究機関が研究遂行に関連
 して間接的に必要とする経費であり、補助金を効果的・効率的に活用できるようにするため、研
 究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等にかかる経費を措置するものです。直接研究
 費に10分の3を乗じて得た金額が上限となります。

なお、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金の間接経費の執行に係る共
 通指針」により、「被配分機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、
 別紙様式により配分機関に報告すること。」となっています。研究課題毎に報告してください。

直接経費の費目については以下のとおり分類してください。

直接研究費	物品費	備品費	研究用機械器具及び文献図書等、比較的原形のまま長期反復使用に耐えるもの とします。 単価50万円以上の備品については、3社以上から見積を徴収し、最低価格を採用 する（見積合わせ）など経費を極力削減できるような措置をとってください。 また、交付申請段階で購入理由書の提出を求め、その必要性について審査しま す。なお、リース可能なものは必ずリースにより対応してください。リース料 は借料及び損料に計上してください。
		消耗品費	事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌、コンピュータ ソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象となりま す。
	人件費・謝金	謝金	研究協力者に支払う謝金です。研究代表者及び研究分担者には支払えません。 また、相当な期間を継続的に雇用する場合は補助対象となりません。研究機 関との雇用関係が生じる場合は後述する賃金に計上してください。単価につ いては、「取扱要領」に規定している単価を超えて支給することはできません 。
		賃金	資料整理作業員等の単純労務に服する者に対する賃金、又は当該研究の遂行 に必要となる人員（研究分担者を除く研究者、大学院博士後期課程に在籍する 学生、技術者に限る。）を研究機関が雇用する者の賃金が対象となります。 なお、これらの者を研究機関が雇用する場合にあっては、これらの者に対する 賃金（社会保険料各種手当等を除く。）を本研究費から当該研究機関に対して 支払うこととなります。
	旅費 (国内旅費・海外旅費)		応募した研究を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席又 は研究内容及び成果の発表を行うための旅費に限ります。旅費は、研究代表者、 研究分担者及び研究協力者に支払う旅費が対象となります。 単価については、「取扱要領」に規定している単価で計上してください。
	その他	雑役務費	コピー料、タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、デー タ収集料等が対象となります。
		印刷製本費	文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費です。報告書にあっては、華 美な装丁は必要ありません。
		会議費	研究会議等の茶菓子弁当代で、1人1日当たり1,000円が限度です。 会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、 借料及び損料に計上してください。

	通信運搬費	切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費です。
	光熱水料	電気料、水道料、ガス料であって、研究に使用した料金であることが証明できる経費です。
	借料及び損料	機械器具・実験施設のリース料、会場借料等です。代表研究者等の所属する機関等の所有する設備の損料等は補助対象とはなりません。
	再委託費 (推進費[委託費]と 区別するため再委託 費と呼びます)	研究に直接必要な経費であり、研究代表者等が実施することが不可能な研究について他の研究機関等に委託して実施するための経費です。委託費の合計額が直接研究費の合計額に7分の3を乗じて得た金額を超える場合は、理由書を提出して頂く必要があります。また、その場合でも直接経費の2分の1を超える額を計上することはできません。委託費を計上する場合は、応募時点での委託予定研究機関等、金額、内容等ができる限り詳細に記載してください。

<直接経費のうち交付対象とならない経費の例>

- ◇退職金、ボーナスその他の各種手当、研究代表者と直接雇用関係が生じるような月極の給与等の人件費
- ◇机、椅子、複写機等研究者が属する機関で通常備えるべき設備品を購入するための経費
- ◇応募した研究課題と関係のない学会出席のための旅費・参加費
- ◇研究中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ◇その他、研究の実施に関連性のない経費

(2) 補助金の交付

- ① この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等の処分が行われますので十分留意してください。
- ② 予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費の 100%以下の補助金が交付されます。ただし、補助対象経費の額が 300 万円に満たない場合は補助金の交付の対象にはなりません。また、補助金の交付額は 1 億円以下となります。
- ③ 補助金の管理は研究者の所属する研究機関等が行ってください。

3. その他留意事項

(1) 成果の帰属

この事業により得られた特許等の知的財産権は応募者に帰属します。

(2) 成果の公表

この事業により得られた成果は、環境省が公表します。

(3) 各種手続き等

本制度は、研究者が実施する研究を支援するものですが、応募、交付申請、補助金受領、資金管理及び実績報告などの手続きについては、研究代表者が所属する研究機関等の長が行ってください。

(4) 継続課題

平成 24 年度も継続して研究を実施するもの（平成 22 年度に採択された研究課題のうち研究計画期間が 3 年のもの又は平成 23 年度に採択された研究課題のうち研究計画期間が 2 年又は 3 年の研究）については、e-Rad への応募は必要ありません。手続きについては、別途環境省より連絡いたします。なお、中間評価において研究開発を中止すべきと評価された場合以外は、原則として研究を継続していただきます。

(5) 研究の継続

採択された初年度に計画した研究期間は、原則として研究を継続してください。研究計画期間途中で研究を中断した場合は、その研究者（研究代表者及び研究分担者）からの以後の応募を受

け付けない場合があります。

(6) 研究課題名

研究課題名は、研究内容が適切に表現されたものとしてください。採択に当たっては、課題名の変更を条件とする場合があります。

IV-2. 次世代事業について

1. 公募対象

(1) 対象となる研究

循環型社会の形成推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業として実施することにより実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れた技術の開発であり、環境省の補助金において実施することが適当である技術開発が対象となります。また、開発された技術についてはその普及に努めなければなりません。

なお、本事業は、対象となる技術開発として基礎研究及び応用研究が終了しており、必要最小限の設備による技術の実証をするものであり、既に開発された技術を用いた廃棄物処理施設の整備を対象としたものではありません。

(2) 公募の対象分野

公募の対象とする技術分野は以下に掲げるものとします。

1 廃棄物適正処理技術 イ 廃棄物処理施設関連技術（ばいじん、焼却灰等の適正処理技術を含む。） ロ 最終処分場関連技術（最終処分場の循環再生、修復技術を含む。） ハ 廃棄物不適正処理監視、修復技術等
2 廃棄物リサイクル技術 生ごみ等有機性廃棄物、容器包装廃棄物、廃家電、廃自動車、建設系廃棄物等のリサイクル技術（原材料化技術を含む。）
3 循環型社会構築技術 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に係る循環利用設計、建設、生産技術

注：本公募要領でいう廃棄物の中には放射性廃棄物は含まれていません。ただし、クリアランスレベル以下の廃棄物は含みます。

(3) 公募区分について

「重点テーマ」及び「一般テーマ」を設定し、以下の目的で公募します。

重点テーマ	社会的・政策的必要性を踏まえ、循環型社会の形成推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する次世代の廃棄物処理技術に関する基盤の整備を効率的・効果的に推進するため設定しています。
一般テーマ	重点テーマに関わらず、公募の対象分野ごとに技術開発者の自由な発想に基づく技術開発を目的としているものです。

(4) 重点テーマ（特別枠を含む）について

「特別枠」については、IV-1 1. (4) を参照してください。「重点テーマ」については、廃棄物・リサイクル産業などの静脈産業による海外展開に資する、途上国で利用可能な技術実証を重点テーマとして、以下の3つの課題を設定します。応募の際には、「添付資料1 平成24年度新規課題に対する行政ニーズについて」に示す、各テーマの内容に合致した具体的な研究課題について提案してください。

各テーマの後ろに「添付資料1 平成24年度新規課題に対する行政ニーズについて」における重点課題番号を括弧書きで示しています。

特別枠「災害廃棄物の迅速・円滑な処理を目指した処理技術・システムの研究」【重点課題 11】

①

- 重点テーマ① 「熱利用の推進に関する技術開発」**（【重点課題 12】 ②）
重点テーマ② 「廃棄物の収集から処分に至るまでの低炭素化技術開発」（【重点課題 11】 ⑩）
重点テーマ③ 「廃棄物の処理・リサイクル技術の高度化・低コスト化」（【重点課題 11】 ⑪）

2. 応募について

(1) 応募に際しての要件（下記の①～⑩の要件を、全て満たす場合のみ応募できます。）

- ① 技術開発期間が、3年以内であること。ただし、特別枠については、原則として2年以内。
- ② 応募者（以下、「技術開発者」という。）は、次に掲げる者で技術開発を実施する者であること。
 - イ 民間企業（日本の法人格を有しているもの）
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(附属研究機関を含む。)、高等専門学校
 - ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ホ 法律により直接設立された法人
 - ヘ その他の団体（日本の法人格を有しているもの）
- ③ 技術開発は、共同で行うことも可能であり、共同技術開発者は個人でも差し支えない。なお、技術開発者は、あらかじめ共同技術開発者の承諾を得ること。
- ⑤ 法人の財務状況等により、事業の遂行に支障が予測されないこと。
- ⑥ 既開発された技術ではないこと。（事前に十分に調査しておくこと。）
- ⑦ 基礎研究及び応用研究が既に行われており、理論的に実現可能であること。
- ⑧ 廃棄物の処理事業に供する施設の整備又は販売促進のデモンストレーション用の施設の整備等、技術開発とは異なる目的を有する施設の整備を行うものでないこと。
- ⑨ 技術開発のための実証設備を設ける場合は、実用施設の概ね1/10程度の最小限の規模であること。
- ⑩ 本事業により設置した施設、整備した機器等は、本技術開発に供されるためのものであって、目的外の使用、他者への譲渡は原則として認めない。
- ⑪ 技術開発者が応募できる研究は、同一の公募の対象分野及び重点テーマ（特別枠を含む）について1法人当たり1件とします。
- ⑫ 提案した計画を適切に実施する能力を有するとともに、日本語による面接に対応できる程度の語学力を有すること。

(2) 応募の手続き

① 申請者について

応募にあたっては、必ず技術開発者である法人（共同で技術開発を行う場合にあっては、代表技術開発者）の代表者が申請してください。

② 応募の方法

e-Rad により申請を行うとともに、添付書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課あて提出（電子メール、郵送、宅配便及び持参）してください。

【e-Rad により申請するもの】

○次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業実施計画書

【環境省あて提出（電子メール、郵送、宅配便及び持参）するもの】

○各種添付書類（該当しない場合は除く） 各1部

- (イ) 共同技術開発の場合、共同技術開発者一覧表及び体制表（住所、氏名、職業を記入のこと。個人以外の場合は、研究代表者、経理事務担当者の所属住所、職名、氏名を併せて記入のこと。）
- (ロ) 事業実施組織票（各法人等毎）
- (ハ) 実証施設概略図
- (ニ) 事業実施工程表（記入例参照）
- (ホ) 廃棄物処理等のフローチャート（取り扱う廃棄物の処理等のフローチャート及び処理に伴い生じた廃棄物の処理に係るフローチャートを示すこと。）

- (へ) 事業資金調達総括表（自己資金、借入金等記入）（記入例参照）
- (ト) 事業が2年以上に及ぶ場合、実施計画（年度ごとの事業内容、必要経費等記入）
- (チ) 法人登記簿抄本（商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての抄本であって、応募の日より過去3か月以内に発行されたもの。）
- (リ) 直近の過去3年分の貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (ヌ) 技術開発に係る基礎研究、応用研究が終了していることを示す書類（学術論文の概要書又は学術図書の抜粋等基礎研究、応用研究の成果の概要を示す書類、研究者の所属・氏名を明らかにした数ページ程度の要約書など。）
- (ル) 業種等調査
- (オ) 研究概要説明書（A4版1ページで、研究概要を図及び文章で説明したもの。）

※ 上記のうち、「チ」「リ」「ル」については、共同技術開発の場合、共同技術開発者分も含む。
（添付書類の提出先）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号（中央合同庁舎5号館26階）

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当（03-3581-3351(内線6857)）

（書類の提出に当たっての諸注意）

- ◇用紙サイズは、原則としてA4版とします。原本がA4サイズ以外の文書がある場合は、拡大・縮小コピー等を行い必ずA4サイズで統一してください。
- ◇応募書類は返還致しません。
- ◇郵送等で提出を行う場合は、配達証明郵便等、配達記録が残るものとしてください。
- ◇各書類は白黒で印刷されることを前提に作成してください。
- ◇各書類は原則として日本語で作成してください。
- ◇応募書類の不備による不利益について当方は一切の責任を負いません。
（メールにより提出する際の留意事項）
- ◇全ての各種添付書類を電子ファイルとして作成し、電子メールに添付して送付が可能な方のみ対象とします。
- ◇応募するメールのサイズは1つのメールで最大1MBとしてください。制限を超過する場合はご相談ください。
- ◇メール件名は、「24次世代応募」（24は半角）としてください。
- ◇メールの本文の最後に、法人名、担当部課名、担当者名及び担当者の連絡先を記入してください。
- ◇応募書類は添付ファイルとしてください。
- ◇添付ファイル名は、法人名を使用し、[j24kasumiga01.doc]（株式会社霞ヶ関の場合）いずれも半角小文字で、[.doc]等拡張子の前の文字数は会社名をローマ字8文字以内とし、それ以降は省略してください。また、会社名の前に「j24」を、後に2桁の通し番号を付してください。1桁の場合は01等としてください。株式会社などの文字は省略してください。
- ◇応募書類は、1つの電子ファイルとして送信してください。
- ◇電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Word形式、Excel形式又は一太郎形式のいずれかとしてください。使用するフォントは、一般的に用いないもの（特に外字）は使用しないでください。
- ◇添付書類についてはPDF形式のファイルとして1つにまとめて作成し、添付してください。
- ◇添付ファイルは、自動解凍ファイル等圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。また、マクロ、参照等の機能を付与しないでください。
- ◇当方で受領を確認した場合、受領したメールに受領した旨の文章を記入し、添付ファイルを削除した状態で履歴付き返信をします。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、正常に受信できていない可能性がありますので、電話でお問い合わせください。送信の際にエラーが出るような場合も、電話でお問い合わせください。

3. 助成の内容

- (1) 補助対象経費

技術開発に直接必要な費用のみが対象であり、当該技術開発で使用されたことを証明できるものに限り、また、下表に示した細目に該当しない経費は補助対象となりません。また、見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象としますので、留意してください。

なお、費目については次表のとおり分類してください。間接経費は計上できません。

表 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業に関する費目

設 計 費	実証施設等の設計を自ら行う場合に要する経費です。（設計を外注する場合は、外注費に計上）
建 設 費	実証施設等の建設に直接要する経費です。リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
機 械 装 置 購 入 費	実証施設等の構成設備等の購入・据付に直接要する経費です。リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
材 料 費	技術開発に直接必要な材料の購入に直接要する経費です。
物 品 費	技術開発に直接必要な備品等の購入に直接要する経費です。また、リース可能なものはリースにより対応してください。
外 注 費	技術開発者、共同技術開発者以外の者に業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のものです。
旅 費	技術開発者、共同技術開発者及び技術開発指導者に支払う旅費です。国内旅費のみが対象となります。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずることとします。
印 刷 製 本 費	本事業の成果報告書等の印刷、製本に要する経費です。また、報告書にあっては、華美な装丁は必要ありません。
文 献 購 入 費	本事業に直接必要となる文献の購入に要する経費です。なお、技術開発者の営業目的等を勘案し、通常備えるべき文献を購入するための経費は除きます。
通 信 運 搬 費	本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費です。
光 熱 水 料	技術開発に直接必要な電気料、水道料、ガス料であって、本技術開発のみに使用した料金であることが証明できる経費です。
コンピュータ使用料	コンピュータによるデータ解析等を外注する場合の経費です。
試 料 分 析 鑑 定 料	外部分析機関等への委託料です。
備 上 費	データ整理作業員等の日々（臨時）雇用する単純労務に服する者（アルバイト）に対する賃金です。
技術指導の受入に必要な経費	技術開発指導者等に支払う謝金です。共同技術開発者などの関係者は対象にはなりません。

<補助対象とならない経費>

- ◇技術開発者の人件費、退職金、ボーナスその他各種手当など雇用関係が生ずるような月極の給与
- ◇技術開発に必要な用地の確保に要する経費
- ◇建屋の建設（簡易なものを除く）にかかる経費
- ◇会社の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、いす

事務機器等)の購入

- ◇技術開発に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- ◇技術開発中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ◇技術開発により排出された廃棄物の処理に要する経費
- ◇技術開発に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ◇その他、技術開発の実施に関連性のない経費

(2) 補助金の交付

- ①この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の適用を受けます。また、補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等、処分が行われますので十分留意してください。
- ②予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費の 1 / 2 以下の補助金が交付されます。ただし、補助対象経費の額が 5 百万円に満たない場合は補助金の交付の対象にはなりません。また、補助金の交付額は 3 億円以下となります。
- ③補助金の管理は技術開発者が行ってください。

4. その他留意事項

(1) 成果の帰属

この事業により得られた特許等の知的財産権は応募者に帰属します。

(2) 成果の公表

この事業により得られた成果は、環境省が公表するとともに、優良なものについては循環型社会形成推進研究推進事業で積極的に成果の普及に努めます。

(3) 事業化の努力

事業終了後、応募者は成果の事業化に努めなければなりません。

また、事業終了後 5 年間、毎年度環境省に事業化状況について報告してください。

(4) 継続課題

平成 24 年度も継続して研究を実施するもの（平成 23 年度に採択された研究課題のうち研究計画期間が 2 年又は 3 年の研究）については、e-Rad への応募は必要ありません。手続きについては、別途環境省より連絡いたします。なお、中間評価において研究開発を中止すべきと評価された場合以外は、原則として研究を継続していただきます。

V. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用した応募について

(1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受け付けます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

e-Radは、競争的資金制度を中心として研究開発に係る申請等の手続きから成果報告等に至る一連のプロセスをインターネットを経由して処理する府省横断的なシステムであり、「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

(2) システムの操作方法に関するお問い合わせ先

操作方法に関するマニュアルは、e-Radポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）から参照又はダウンロードすることができます。

e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○ポータルサイト：

<http://www.e-rad.go.jp/>

（なお、研究者及び研究機関への情報提供ページは、ポータルサイトの最下層にリンクを設けています。）

(3) e-Radの使用に当たっての留意事項

① e-Radの利用可能時間帯

（月～金） 午前6：00から翌午前2：00まで

（土曜日） 午後0：00から翌午前2：00まで

（日曜日） 午後0：00から翌午前2：00まで

なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Radの運用を停止することがあります。e-Radの運用を停止する場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

② 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、研究代表者が所属する研究機関及び研究分担者が所属する研究機関が、応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

③ 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者及び研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、e-Rad運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

④ 個人情報の取扱い

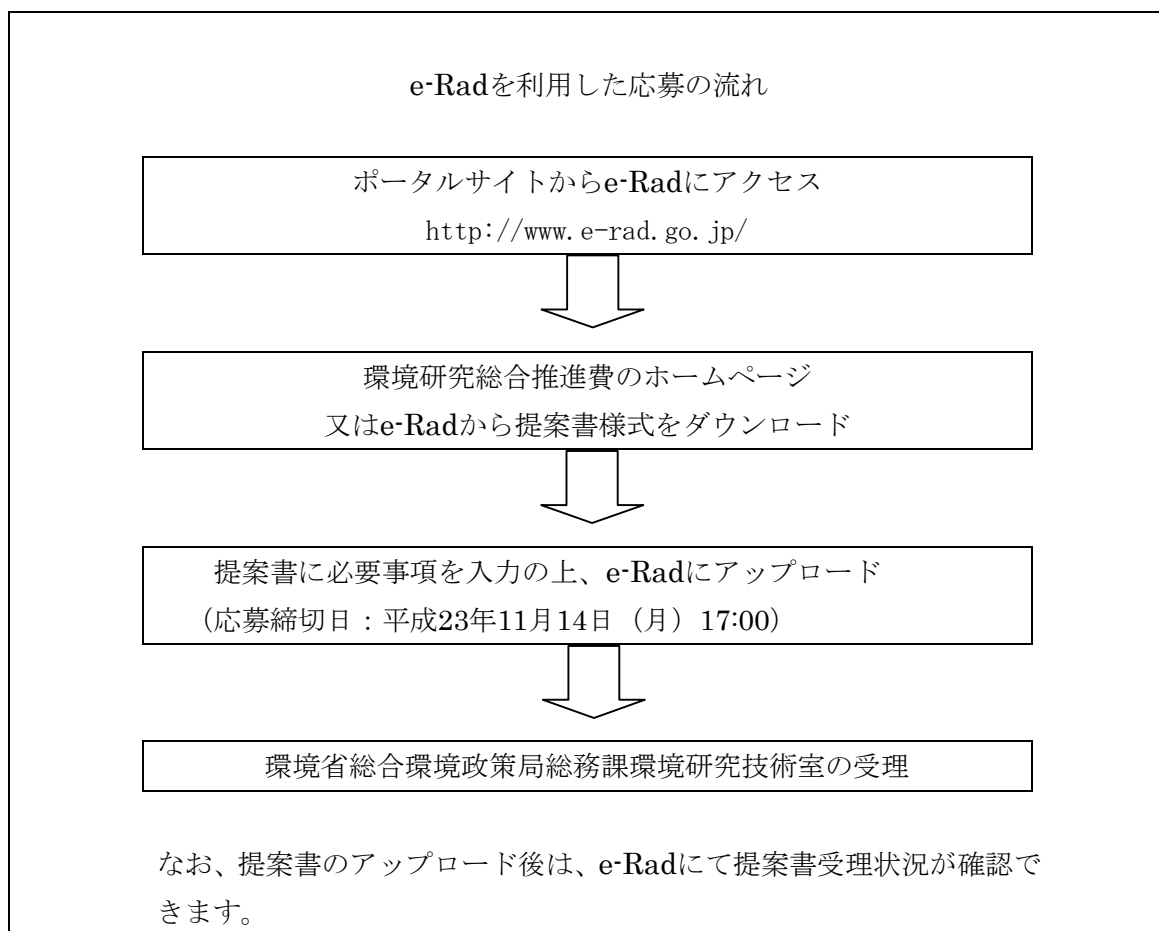
応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独

立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、e-Radを経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

⑤ 応募書類の修正依頼に際しての自動発出メール

応募書類等に修正を要する点が発見された場合、配分機関担当者がe-Rad上で「修正依頼」の措置をとります。「修正依頼」が行われると、e-Radシステムから「詳細は（配分機関担当者）に至急連絡をとってください。」とのメールが自動発出されますが、修正を要する具体的な内容については別途メール等で配分機関担当者からご連絡しますので、お待ちください。（応募者側から問い合わせさせていただく必要はありません。）

(4) e-Radシステムを利用した応募の流れ



(5) 提案書類の注意事項

ポータル サイト	http://www.e-rad.go.jp/
提出締切	平成23年11月14日（月）17:00（この時刻後は手続き出来なくなります。）
注意事項	
・システムの 利用方法	・ システムを利用の上、提出してください。 e-Radの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。
・応募書類様 式のダウン ロード	・ 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。
・ファイル種 別	・ 提案書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。なお、Word、一太郎、PDFは以下のバージョンで作成されたものでないと、アップロードがうまく出来ない場合がありますのでご注意ください。 ○ Word 2000以降 ○ 一太郎 Ver. 12以降 ○ Adobe Acrobat Reader (Adobe Reader) 5.0以降
・画像ファイ ル形式	・ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアル「3.4 画像を貼り付ける方法」を参照してください。
・提案書アッ プロード	・ 応募の際にアップロードできるファイルの最大容量は3MBです。それを超える容量のファイルは環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室へ問い合わせてください。 ・ 提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアル「1.7システムの基本的な操作方法」を参照してください。
・提案書アッ プロード後 の修正	＜所属研究機関を経由する場合＞ 研究者が所属研究機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。所属研究機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、所属研究機関へ修正したい旨を連絡してください。なお、所属研究機関承認後は、環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室へ修正したい旨を連絡してください。 ＜所属研究機関を経由しない場合＞ 研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室へ修正したい旨を連絡してください。
・受付状況の	・ 提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。

<p>確認</p> <p>・その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関を経由せずに申請している研究者は、総合環境政策局総務課環境研究技術室まで連絡してください。 <p>上記以外の注意事項や内容の詳細については、ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案者が責任を持って総合環境政策局総務課環境研究技術室へ提出してください。提案者とは、「戦略的研究開発領域」の場合は提案サブテーマリーダー、「環境問題対応型研究領域」又は「革新型研究開発領域」の場合は研究代表者を指します。
-----------------------	--

(別表)

間接経費の主な使途の例示

研究機関において、当該研究課題遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内旅費、会議費、印刷費

など

○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－圃場の整備、維持及び運営経費

など

○その他の関連する事業部門に係る経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。